

第6章 障害児通所支援等の見込量と提供体制の確保

従来、障がい児を対象とした施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づき実施されてきましたが、平成24年4月以降、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい種別に分かれていた施設体系については、通所・入所の利用形態の別により、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・医療型児童発達支援）と障害児入所支援（福祉型・医療型）に一元化されました。

各サービスの内容と今後の事業量の見込みは次のとおりです。（障害児入所支援については県実施事業につき、障害児通所支援のみの記載となります。）

1 障害児通所支援

（1）児童発達支援

内容
障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

▼第5期の見込量

（単位：1ヵ月当たり、上段：実人数、下段：延べ日数）

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	55人	67人	60人	68人	65人	86人
	—	190日	—	182日	—	309日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		90人		95人		100人
		324日		341日		358日

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○サービス見込量については、平成27年度から29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて増加傾向で算出しました。

○関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。

(2) 医療型児童発達支援

内容
肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。

▼第5期の見込量

(単位：1ヵ月当たり，上段：実人数，下段：延べ日数)

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	—	0日	—	0日	—	0日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		0人		0人		0人
		0日		0日		0日

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 県内に設置されている事業所は現在ありません。現状として、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児については、鹿嶋市総合福祉センターによる児童発達支援(前頁)において、支援を行っているところです。支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

内容
放課後や夏休み等の長期休暇中における居場所づくりとともに、生活能力向上のための訓練、創作活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行い、自立を促進します。

▼第5期の見込量

(単位：1ヵ月当たり，上段：実人数，下段：延べ日数)

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	90人	67人	95人	78人	100人	106人
	—	337日	—	510日	—	911日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		112人		116人		120人
		952日		986日		1,020日

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成27年度から29年度までの利用実績の伸びや近隣の事業所数、事業者から聴取した利用希望などを踏まえるとともに、現在児童発達支援利用者が就学と同時に利用することが見込まれること、高等学校卒業により利用終了者が出ることも勘案し、増加傾向で見込みました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(4) 保育所等訪問支援

内容
<p>保育所等を利用する障がい児が、集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支援方法等の指導等を行います。</p>

※サービスの対象が乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大され、障がい児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、当該施設の職員に対して障がい児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことができるようになりました。

▼第5期の見込量

(単位：1ヵ月当たり、上段：実人数、下段：延べ日数)

第4期の計画値 ・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	5人	0人	5人	0人	5人	0人
	—	0日	—	0日	—	0日
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		10人		10人		10人
		10日		10日		10日

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- 利用実績はありませんが、サービスの見込量については、鹿嶋市総合福祉センターがサービス提供を開始したことから、事業者から聴取した利用希望などを踏まえて算出しました。
- 関係機関との連携を図り、支援を必要とする障がい児が必要なサービスが利用できるよう、支援体制の充実に努めます。
- 保護者等が、子どもの発達や障がいの状況などに合わせてサービスを選択できるよう、情報提供の充実に努めます。
- サービス提供事業者に対し、障がいの特性や障がい児支援の知識を有する指導員等の確保・養成を促し、サービスの充実に努めます。

(5) 居宅訪問型児童発達支援【平成30年4月より新設】

内容
重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得等の支援を行います。

▼第5期の見込量

(単位：1ヵ月当たり，上段：実人数，下段：延べ日数)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第5期の見込み	0人	0人	0人
	0日	0日	0日

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

○新設のサービスであることから、市内の対象となる児童数やニーズの把握を行っていきます。

2 障害児相談支援

内容
障害児通所支援を申請した障がい児について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行った場合、障害児相談支援給付費を支給します。

▼第5期の見込量

（単位：1年当たり、実人数）

第4期の 計画値・実績値	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
	145人	7人	155人	7人	165人	20人
第5期の見込み	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
	50人		60人		70人	

※平成29年度の実績は平成29年11月末時点の見込値

▶サービスの見込みと確保について

- サービス見込量については、平成29年度から新たに鹿嶋市総合福祉センターがサービス提供を開始したことから利用者の増加を見込みました。
- 障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。